

審查基準整理票

処 分 名	未熟児に対する養育医療の継続		
根拠法令名	大津市母子保健法施行細則（平成21年規則第78号）	（条項）第5条	
基準法令名		（条項）	
所 管 部 署	こども未来部こども総合支援局母子保健課 管理助成係		
標準処理期間	1 5 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☒全部記載 ☐一部・項目のみ記載 〔未熟児に対する養育医療の継続に係る審査基準〕 未熟児に対する養育医療の継続に係る審査基準は、次のとおりとする。 (1) 医師が未熟児に対する養育医療の期間延長を必要と認めていること。 (2) 大津市未熟児養育医療給付実施要領第3条に規定する対象者の要件に該当していること。 大津市母子保健法施行細則 （養育医療の継続） 第5条 医療券の交付を受けた者は、当該医療券の有効期間を超えて養育医療の給付を受けようとするときは、養育医療券有効期間延長承認申請書（様式第6号）により、市長に申請しなければならない。			

参 考

〔根拠法令〕 母子保健法

(養育医療)

第二十条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

2～7 略

〔基準法令〕

大津市未熟児養育医療給付実施要領

(給付の対象)

第3条 この要領による養育医療の給付（以下「給付」という。）の対象者は、法第6条第6項に規定する未熟児であつて、医師が入院を必要と認めたものとし、同項に規定する諸機能を得るに至るまでのものとは、次の各号のいずれかの症状等を有しているものとする。

- (1) 出生児体重が2,000グラム以下のもの
- (2) 生活力が薄弱であつて次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - ア 一般状態が次のいずれかの状態であるもの
 - (ア) 運動不足、痙攣があるもの
 - (イ) 運動が異常に少ないもの
 - イ 体温が34℃以下のもの
 - ウ 呼吸器又は循環器系に次のいずれかの症状があるもの
 - (ア) 強度のチアノーゼが持続するもの又はチアノーゼ発作を繰り返すもの
 - (イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
 - (ウ) 出血傾向の強いもの
 - エ 消化器系に次のいずれかの症状があるもの
 - (ア) 生後24時間以上排便のないもの
 - (イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
 - (ウ) 血性吐物又は血性便のあるもの
 - オ 次のいずれかの黄疸の症状があるもの
 - (ア) 生後数時間以内に現れるもの
 - (イ) 異常に強度のもの

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。